

北海道旅客鉄道株式会社 公告第5号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和3年7月1日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日乗車となるものから施行する。

令和3年6月22日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第39条第1項を次のとおり改める。

旅客が、片道200キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、下関発又は着となるものを除く九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第40条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。

第290条の3を次のとおり改める。

290条の3 旅客は、第282条、第289条、第290条、第290条の2又は第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条又は第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない

第307条第2項を次のとおり改める。

前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

同条第3項を第5項に改め、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことにより、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

同条第5項を次のとおり改める。

第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

同条同項の次に次の項を加える。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

第309条第1項第1号を次のとおり改める。

他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

同条同項第2号中、「容器に収納した」の前に「専用の」を加える。